

令和8年度

千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進事業実施要領

この要領は、千葉県が実施する高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進事業を効果的に実施するために、必要事項を定めるものとする。

1 事業内容

- (1) 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 基礎課程の実施
- (2) 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 専門課程の実施
- (3) 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 指導者養成課程の実施
- (4) 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 管理者課程の実施

2 事業の目的

- (1) 主に介護等の実務経験が3年未満の者を対象に高齢者権利擁護・身体拘束廃止に関する基本理念及び基礎的知識（虐待、身体拘束、高齢者介護、認知症ケア等に係る基本事項）並びに技術（困難事例等に相対した際の対応や感情コントロール・セルフケア等）の理解・習得を目標とした研修を行う。
- (2) 基礎課程を修了した者又は主任等の立場にある者を対象に、高齢者権利擁護・身体拘束廃止に関する専門的な知識や技術（認知症の利用者のアセスメントやケア、身体拘束の代替となる適切なケアの方法等）、チームのリーダーとして求められる役割（チームケアの実践、職員のアンガーマネジメント、虐待の芽への気づき等）の理解・習得を目標とした研修を行う。
- (3) 専門課程を修了した者又は左記の者と同等と認められる者を対象に、職員の育成技術（認知症の利用者のアセスメントやケア、身体拘束の代替となる適切なケアの方法等）や現場の指導者として求められる役割（チームケアの実践、職員のアンガーマネジメント、虐待の芽への気づき等）の理解・習得を目標とした研修を行う。
- (4) 介護施設等の経営者、管理者、事務長など施設の経営・運営に携わる者を対象に、高齢者虐待の未然防止に向けた業務体制の構築（委員会の開催や指針の整備、透明性のある施設運営の確保、組織風土の向上、業務改善による職員の負担軽減等）のための知識や手法の習得を目標とした研修を行う。

3 事業実施団体及び実施責任者

＜研修実施団体＞ 一般社団法人 千葉県高齢者福祉施設協会

＜研修実施責任者＞ 会長 井上 峰 夫

4 研修内容

(1) 基礎課程研修……………講義・演習 10 時間（5 時間×2 日間）

【実施カリキュラム】

- ア. 高齢者権利擁護に関する基本理念
- イ. 身体拘束に関する基本的知識
- ウ. 行政説明
- エ. 虐待防止について
- オ. 記録のポイント

(2) 専門課程研修……………講義・演習 10 時間（5 時間×2 日間）

【実施カリキュラム】

- ア. 知る手段としてのアセスメント ～ケアマネージャーからの視点～
- イ. リスクマネジメント
- ウ. 身体拘束廃止に向けた専門的理解と実践紹介
- エ. 身体拘束がもたらす弊害 ～リハビリテーションの視点から～
- オ. チームアプローチとリーダーシップ
- カ. 事例実践検討・演習

(3) 指導者養成課程研修……………講義・演習 10 時間（5 時間×2 日間）

【実施カリキュラム】

- ア. 高齢者権利擁護及び虐待防止の基礎
- イ. 事例検討① 研修の進め方
- ウ. 事例検討② グループ討議
- エ. ハラスメントについて
- オ. 事例検討① ハラスメント対策
- カ. 事例検討② グループ討議
- キ. 2 日間のまとめ

(4) 管理者課程研修……………講義 3 時間 00 分（1 日間）

【実施カリキュラム】

ア．行政説明

イ．管理職としての高齢者権利擁護

※ 『事前課題』と『1日の振り返り』の提出について

基礎課程及び専門課程の受講者は、研修初日の受付の時に『事前課題』を提出する。また全ての受講者は、研修日の最後に『1日の振り返り』を提出する。（用紙については、『事前課題』は受講決定時に、『1日の振り返り』は研修当日に配布する。）

(5) 研修受講対象者

受講対象者は次の者とする。

◇基礎課程……………介護施設等に従事する者。ただし介護等の実務経験が3年未満の者を優先とする。

◇専門課程……………基礎課程を修了した者又は主任等の立場にある者

◇指導者養成課程…専門課程を修了した者又は専門課程の修了者と同等と認められる者

◇管理者課程……………介護施設等の経営者、管理者、事務長など施設の経営・運営に携わる者

※ 同一年度内に、二つ以上の課程の研修を受講することはできない。

(6) 研修実施回数・実施日と受講者数

◇基礎課程……………定 員：1 次数につき 60 名（2 日間／年 4 回実施）

実施日：第 1 次 令和 8 年 9 月 1 日（火）・ 8 日（火）
第 2 次 令和 8 年 10 月 20 日（火）・ 26 日（月）
第 3 次 令和 8 年 12 月 2 日（水）・ 8 日（火）
第 4 次 令和 9 年 2 月 4 日（木）・ 9 日（火）

◇専門課程……………定 員：1 次数につき 60 名（2 日間／年 3 回実施）

実施日：第 1 次 令和 8 年 9 月 18 日（金）・ 29 日（火）
第 2 次 令和 8 年 11 月 12 日（木）・ 19 日（木）
第 3 次 令和 9 年 1 月 19 日（火）・ 26 日（火）

◇指導者養成課程…定 員：1 次数につき 60 名（2 日間／年 2 回実施）

実施日：第 1 次 令和 8 年 10 月 22 日（木）・ 29 日（木）
第 2 次 令和 9 年 1 月 22 日（金）・ 28 日（木）

◇管理者課程……………定 員：1 次数につき 60 名（1 日間／年 2 回実施）

実施日：第1次 令和8年11月27日（金）

第2次 令和8年12月15日（火）

(7) 会 場

◇基礎課程・専門課程（各次数の1日目）、及び指導者養成課程、管理者課程

☞ 千葉県経営者会館 千葉市中央区千葉港4-3 TEL. 043-246-1158)

◇基礎課程・専門課程（各次数の2日目）

☞ ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港8-5 TEL. 043-247-7211)

(8) 研修受講者の心得

受講者は、高齢者介護に携わる者として、研修の目的を理解するとともに、身体拘束廃止に向けた知識と介護技術の修得に努める。

(9) 研修修了の認定

研修実施団体は研修の結果を千葉県に報告し、これに基づき千葉県は修了証書を受講者に交付する。

(10) 受講者の費用負担

【受講料】 受講料として、全課程で1人あたり1,000円を徴収する。

5 関係機関との連携

この事業を実施するにあたり、関係する機関との連絡・連携を十分に行うなど、事業の目的の達成のため社会資源を有効に活用する。

6 その他の事項について

その他、この研修の実施にあたって必要な事項は、千葉県と協議のうえ実施する。